

伴なう物理化学的变化、散布装置に対する適合性、薬害の有無等について確かめたものを使用して下さい。なお、3種混合は行わないで下さい。散布農薬によっては、「空中散布等の基準」(10ページ)を守らないと、作物の種類や生育時期によっては防除効果が低下したり、薬害を生ずることがあるので注意して下さい。また、散布液調整後は速やかに散布して下さい。〔附-2〕

- ② 液剤散布は、「空中散布等の基準」にあるヘクタール当たり16リットル以上の散布では、液剤少量散布に比較すると散布量が多くなります。畑作物や果樹、松林等で多量の散布を必要とする際は、重ね撒きをして下さい。
- ③ 粒状資材の散布は、インペラーが回転する遠心力を利用します。粒状資材には、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、肥料、種子等がありますが、その種類によって質量(粒径、比重)が異なり、これが分散幅に影響します。散布には、予め資材毎に吐出量や分散幅の確認を行って下さい。
- ④ フロアブル除草剤の滴下散布では、散布水田周辺の作物や用排水路への飛散防止のため、畦畔より5m内側から散布して下さい。また、作業終了後、散布装置を十分に洗浄して下さい。
- ⑤ 粒状除草剤の散布は、フロアブル除草剤と同様に飛散防止のため、インペラーの回転数を通常の約半分に下げ、散布水田の畦畔よりも5m内側の位置を飛行する額縁散布を行って下さい。
- ⑥ 夏場の炎天下に置かれた散布農薬や希釈水は、40℃以上になることがあります。液温が高くなると、農薬の物理性に影響が出るものがありますので注意して下さい。

- ⑦ 無人ヘリ用登録農薬には、「止水措置を必要とする農薬」がありますので、散布実施に当たっては、それを確認して下さい。〔附－5〕

〔農薬使用者の責務〕

無人ヘリを使用して農薬を散布する場合、無人ヘリの操作員（オペレーター）は、「農薬使用者」として位置付けられ、使用法如何によっては罰則がかかることもあるので十分注意して実施するようにして下さい。

〔農薬散布の記帳〕

無人ヘリで農薬散布を行った場合は、次の事項「散布年月日」、「散布場所」、「対象農作物」、「対象病虫害」、「散布農薬」、「散布剤型」、「希釈倍数」、「散布量」、「風向・風速」、等について、帳簿等に適宜記載し保管しておいて下さい。

また、「使用時期」、「使用回数」及び「最終有効年月」等についても、チェックするようにして下さい。〔附－4〕

〔農薬情報の収集〕

農薬の登録状況や使用方法等は、新たな科学的知見等に基づき随時見直されています。また、病虫害の発生予察情報等を含め、農薬使用に係る最新の情報については、都道府県担当部局、農業改良普及センター、病虫害防除所等に積極的に問い合わせるか、農林水産省のホームページ「農薬コーナー」(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)、(独)農林水産消費安全技術センター農薬検査部 (<http://www.acis.famic.go.jp/index.htm>) 等で確認して下さい。

16. 散布対象以外の作物や動植物に対する危被害の防止

散布対象以外の作物や養蚕・家畜（畜舎・鶏舎）・養蜂・養魚等の動植物に対する危被害を防止するためには、登録農薬のうち、使用農薬の容器・包装に表示してあるラベルの記載事項を確認し、使用上の注意事項を遵守して、的確な農薬散布飛行をすることが極めて大切です。

なお、次の事項は危被害防止のポイントです。十分注意して下さい。

- ① 蚕に対する危被害は、散布した農薬が付近の桑に飛散したことを知らずに、その桑を給与して事故を招くケースが考えられます。
桑に対し農薬が飛散した場合、またはその懸念がある場合は、関係機関等の指導を受け、**試験給与**を行い安全性を確認して下さい。
- ② 家畜に対する危被害防止には、農薬散布区域の近くに牛・豚舎、養鶏場あるいは飼料作付地等がある場合は風向・風速を考慮し、これらに農薬が飛散しないように、また、音にも十分注意して下さい。
- ③ ミツバチに対する危被害防止には、農薬散布に伴ってミツバチ群に危被害の及ぶ恐れのある場合は、県や出先機関と連絡し、相互に支障のないよう十分協議して下さい。
- ④ 魚類に対する危被害防止には、農薬の使用上の注意事項のほか、その有効成分の魚毒性の程度が表示されているので、それを確かめた上で適正に使用して下さい。
- ⑤ 養魚池等に対しては、散布中の風向・風速を確認して、農薬を飛散させないように十分注意して下さい。

なお、農薬散布に当たっては、水田用水のかけ流しをやめ、排水口を遮断する等の水管理を徹底して下さい。

- ⑥ 水田の作付転換によって、散布区域内や周辺に散布対象以外の作物の作付が多くなっています。

使用する農薬と作物の種類、あるいはその生育時期との関係によっては薬害を生じることがあるので、十分注意して下さい。

特に、観賞用植物については、薬斑によって著しい品質低下が発生することがあるので、十分注意して下さい。

- ⑦ 混在する散布対象以外の作物に対して危被害が懸念される場合は、あらかじめ使用農薬のラベルの記載事項を確認して下さい。

なお、たばこや茶に対する影響が懸念される場合には現地で事前に関係者と十分協議して下さい。

- ⑧ 散布区域周辺に有機農産物の生産ほ場が存在している場合、農薬等を有機農産物の生産ほ場に飛散させないように十分注意して下さい。

- ⑨ 周辺のお作物への飛散低減対策

作物栽培に使用される農薬は、食品衛生法に基づき、農作物における残留農薬基準が定められています。

残留農薬基準は、平成18年5月29日から、全ての農薬、作物に基準値が設定（ポジティブリスト制度）され、その基準値を超えて農薬が残留する食品の流通が禁止されます。

無人へり防除に当たっては、適切な農薬の選定を行い、正しく使用することにより、防除対象作物に対して、残留農薬が問題になることは考えられません。

しかしながら、散布農薬が周辺の他作物へ飛散した場合、当該他作物に残留する可能性があることも想定しなければなりません。

農作物が、食品衛生法に定める残留基準値を超えてしまうと、生産物の出荷停止・回収等の措置が求められることも考えられます。

特に、農薬や作物によっては、極めて低い基準値「0.01ppm（一律基準）」が設定されていますので、周辺の他作物への飛散防止については、より一層注意することが必要です。

【飛散防止対策の基本的な考え方】

オペレーター等の農薬散布者と、散布委託者である実施主体が「現場の情報」を共有し、協力しあうことで、より一層、適切な対策が図れます。さらに、一つだけの飛散防止対策でなく、散布現場に対応した総合的な対策を講じて下さい。

【散布者が行う散布作業前の対策】

◎事前の散布研修

散布シーズン前に、風の状況を踏まえつつ「散布分散パターン」のデモ散布研修等を行い、実態を習得しておくことに努めて下さい。

◎散布装置の定期点検・整備の徹底

散布シーズン前に、散布装置の定期点検・整備を必ず行い、吐出圧や吐出量が適正か事前点検して下さい。

◎事前確認調査の徹底

実施主体とともに「散布周辺のお作物」に関する情報と除外地区、飛散を防ぐべきほ場の防護状況の確認を行うようにして下さい。

◎散布装置の洗浄の徹底

タンク、配管、ノズル等の洗浄。特に散布対象作物や農薬が前回の散布と異なる場合は、洗浄を徹底して下さい。

〔散布者が行う飛散低減対策〕

他作物が栽培されている周辺の散布に当たっては、以下の事項について十分な対策をとって下さい。

◎他作物が栽培されている周辺の散布は特に注意

風の弱いときに優先して散布が行えるように、事前調査の段階で実施主体と十分な打合せを行うようにして下さい。

◎風の弱いときの散布の徹底

実施基準で定められている風速を遵守することが基本ですが、できるだけ風の弱いときに散布を行って下さい。

◎他作物の栽培されているほ場に対して平行散布の徹底

他作物が栽培されているほ場に対し、平行散布飛行を行うようにして下さい。この散布のときの「機体の引き起こし」は極力抑えて行って下さい。

他作物の栽培ほ場へ向けた散布飛行を避けて下さい。

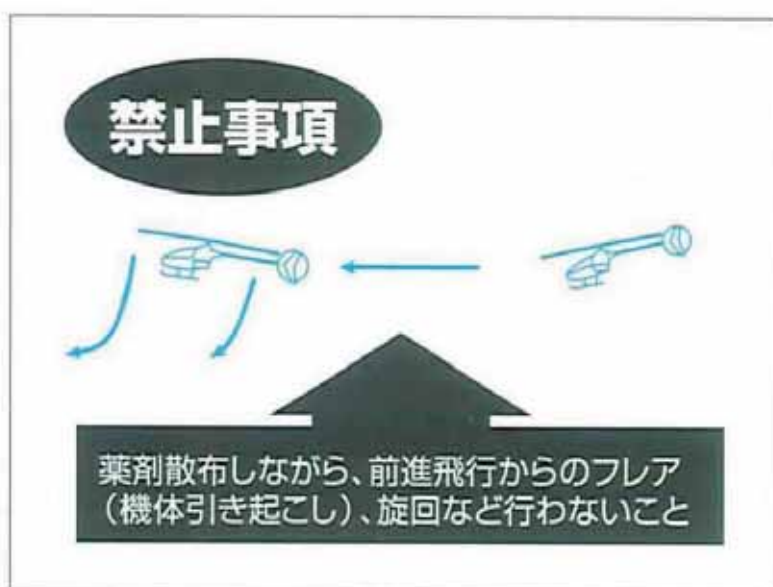
他作物の栽培ほ場に向かって散布しなければならぬ場合は、風の状況に応じて数回平行散布で枕地をとってから行うようにして下さい。また、必要に応じ、センターノズルによる散布も考慮して下さい。

◎散布吐出の開始・停止のタイミングを適切に

散布を行いながら、前進散布からの機体の引き起こし、旋回を行わないこと。

散布時の吐出の開始・停止のタイミングが不適切ですと、思わぬ飛散の発生要因となります。十分余裕をとって下さい。

特に、機体の引き起こし、旋回時は注意を払い、これら操作の手前で適切に吐出を停止して下さい。



◎散布飛行速度を抑えて、低空散布を行って下さい。

散布時の風向や風の強さに応じて、散布基準の範囲内で「速度を下げる」「高度を下げる」散布を行って下さい。

◎気象観測の徹底

実施主体とともに、気象条件（風の強さと方向）を記録し、一定期間保管しておいて下さい。

ビューフォート風力階級表（附－6）等を参考に、他作物の栽培ほ場と風向きの位置関係や風の強さの程度をチェックし、記録して下さい。

◎他作物の栽培されているほ場が、風上にあるときに散布を行うように努めて下さい。